
平成 2 1 年第 2 回玖珠町議会臨時会会議録(第 1 号)

平成21年 4 月 30 日 (木)

1. 議事日程第 1 号

平成21年 4 月 30 日 (木) 午前10時開議 (開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案の上程 (議案第50号から議案第62号)
 - 第 4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明
 - 第 5 質疑・討論・採決 (専決処分11件・契約締結 1 件・補正予算 1 件)
 - 第 6 議員発議
 - 玖珠町議会委員会条例の一部改正について
 - 第 7 常任委員会委員の選任
 - 第 8 議会運営委員会委員の選任
 - 第 9 特別委員会委員の選任
 - 第10 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙
 - 第11 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙
 - 第12 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 第13 委員会の継続審査の付託について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案の上程 (議案第50号から議案第62号)
- 日程第 4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明
- 日程第 5 質疑・討論・採決 (専決処分11件・契約締結 1 件・補正予算 1 件)
- 日程第 6 議員発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

- 日程第 7 常任委員会委員の選任

日程第 8 議会運営委員会委員の選任

日程第 9 特別委員会委員の選任

日程第10 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙

日程第11 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙

日程第12 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第13 委員会の継続審査の付託について

出席議員（16名）

1 番	尾 方 嗣 男	2 番	工 藤 重 信
3 番	河 野 博 文	4 番	菅 原 一
5 番	佐 藤 左 俊	6 番	柳井田 英 徳
7 番	松 本 義 臣	8 番	清 藤 一 憲
9 番	江 藤 徳 美	10番	宿 利 俊 行
11番	秦 時 雄	12番	高 田 修 治
13番	藤 本 勝 美	14番	日 隈 久美男
15番	後 藤 勲	16番	片 山 博 雅

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 川 敬 文	議 事 係 長	穴 井 陸 明
---------	---------	---------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 威 彦	副 町 長	太 田 尚 人
教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	松 山 照 夫
財 政 課 長	帆 足 博 充	地域力創造課長	河 島 広太郎
税 務 課 長	帆 足 一 大	福祉保健課長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	横 山 弘 康	建 設 課 長 兼 公園整備室長	梶 原 政 純
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宿 利 博 実	商工観光振興 室 長	湯 浅 詩 朗
水 道 課 長	村 口 和 好	会計管理者兼 会 計 課 長	麻 生 太 一

人権同和啓発 センター所長	飯 田 豊 実	学校教育課長	穴 本 芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長	大 蔵 順 一	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	野 田 教 世
わらべの館館長	中 川 英 則	行 政 係 長	山 本 恵一郎

上 程 議 案

- 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（その1）
玖珠町税条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（その2）
玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（その3）
玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（その4）
宇戸農畜産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（その5）
平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（その6）
平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（その7）
平成20年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（その8）
平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（その9）
平成20年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（その10）
平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（その11）
平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金事業消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 議案第62号 平成21年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について
-

午前10時00分開議(開会)

○議長(片山博雅君) 傍聴される皆さんにお願いします。会議中は静粛をお願いします。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、また、ポケットベル、携帯電話などの持ち込みは禁止されていますので、ご協力ください。

なお、本日は、取材のための写真撮影の申込みがありましたので、これを許可しております。

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成21年第2回玖珠町議会臨時会は成立しました。

よって、ここに開会を宣言し、ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(片山博雅君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

4番 菅 原 一 君

13番 藤 本 勝 美君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(片山博雅君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長日隈久美男君。

○議会運営委員長(日隈久美男君) 皆さんおはようございます。議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

平成21年第2回玖珠町議会臨時会の開会にあたり、去る4月27日議会運営委員会を開催いたしました。本臨時会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日4月30日の1日間としたいと思います。

本臨時会に上程されます議案は、専決処分の承認を求める案件11件、契約の締結案件1件、平成21年度補正予算案件1件であります。

なお、本日の臨時会は、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で採決までお願いしたいと思います。

また、玖珠町議会委員会条例第3条の規定により、常任委員などの選任替えがありますので、多少の日程の変更が生じることがありますが、議長の方で取り扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうか本臨時会の意向をご理解いただきまして、慎重なるご審議をいただき、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議会運営委員会を代表いたしまして、一言お礼を議員の皆様方に申し上げます。

この2年間にわたりまして議会運営委員会に格段のご愛顧を賜りまして、議会運営委員会をスムーズに運営することができました。厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、執行部の皆様方にもご協力を賜りまして誠にありがとうございました。議会運営委員会を代表してお礼を申し上げ、報告といたします。

○議長（片山博雅君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今臨時会の会期は、本日4月30日の1日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日4月30日の1日間と決定いたしました。

日程第3 議案の上程（議案第50号から議案第62号）

○議長（片山博雅君） 日程第3、議案の上程を行います。

今臨時会に提出されました議案第50号から議案第62号の13議案について、一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会に提出されました議案第50号から議案第62号の議案につきましては、一括上程することに決定しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（小川敬文君） それでは、上程議案の朗読をいたします。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（その1）

玖珠町税条例の一部を改正する条例

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（その2）

玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（その3）
玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（その4）
宇戸農畜産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（その5）
平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（その6）
平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（その7）
平成20年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（その8）
平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（その9）
平成20年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（その10）
平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（その11）
平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金事業消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 議案第62号 平成21年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 以上でございます。

日程第4 町長の諸般の報告並びに提案理由及び議案説明

○議長（片山博雅君） 日程第4、町長に諸般の報告並びに提案理由及び議案の説明を求めます。
後藤町長。

○町長（後藤威彦君） おはようございます。

本日、ここに平成21年第2回玖珠町議会臨時会を急遽招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらずご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先の3月議会において、政府のいう景気対策予算を含め総額82億の本年度当初予算を編成、議員各位のご理解をいただきまして、この間、組織機構の改編や人事異動も行い、本年度事業の着手にかかったわけであります。そうした矢先、4月10日に、政府与党は急激に悪化する経済情勢を下支

えするために、追加経済対策、即ち経済危機対策を決定し、27日、今国会に補正予算案を提案いたしました。

追加経済対策の財政支出総額は15兆4,000億円、事業規模は約56兆8,000億円になる見込みであります。この中には、地方公共団体への配慮も見られ、地域活性化公共投資臨時交付金（仮称であります）、地域活性化経済危機対策臨時交付金（これも仮称であります）、2兆4,000億円ほどの予算化をしております。楽観を許されない経済金融情勢ではありますし、雇用をはじめ社会情勢も極めて悪い状況下にあります。したがって、こうした政策と連動して、わが玖珠町もしっかりとした足元を見据えて、財政計画や事業計画を立て、住民生活に安心感、安定感を与えていきたいと考えております。直ちに役場内部でも検討を行い、事業計画等の準備を進めることにしております。

そういう意味では、今回、経済危機対策と銘を打った平成21年度の補正予算の一刻も早い国会通過を願い、具体的に予算執行可能な状態になることを切望しておる現状であります。

さて、海外における新型インフルエンザの発生についてであります、WHOは4月28日午前5時、メキシコ、米国、カナダ、スペインなどの新型インフルエンザの発生状況などを分析、その結果、パンデミックフェーズをフェーズ3からフェーズ4に、そして本日未明、フェーズ5に引き上げております。また、大分県も、健康危機管理対策調整会議や新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、当面する対策に取り組んでおります。

一方、本町にこうした動きに対応し、27日月曜日9時より緊急課長会議を開催し、玖珠町新型インフルエンザ連絡会議を、28日11時には、玖珠町新型インフルエンザ対策本部を立ち上げてまいりました。全職員の危機管理意識を図り、当面は情勢分析や情報収集に努め、即応できる体制で望んでいきたいと考えております。

では、提出議案の提案理由の説明を行います。

それでは、本日ご提案申し上げました議案13件について、提案理由の説明を申し上げます。お手元の議案集をお開きください。

議案第50号から60号までの11議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、各議案について順を追って提案理由の説明を申し上げます。

議案集の1ページをお開きください。

議案第50号は専決処分の承認を求めることについて（その1）玖珠町税条例の一部改正についてでございます。

本案は、地方税法の改正により、条例の一部を改正したものでございます。

具体的改正について申しますと、個人住民税における住宅ローン特別控除を創設されております。この対象者は、所得税の住宅ローンの控除の適応者のうち、平成21年から平成25年までの入居者となっております。このほか、土地に係る固定資産税の負担調整措置を引き続き平成21年度から23年

度までの3年間延長するものなどがございます。別冊参考資料集の1ページから53ページにかけて新旧対照表を掲載しております。ご参照いただきたいと思います。この黄色のでございます。

次に、議案集の8ページをお開きください。

議案第51号は、専決処分の承認を求めることについて（その2）玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本案につきましても、地方税法の改正により条例の一部を改正したものでございます。

具体的改正点は、国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額を10万円に引き上げている点などでございます。別冊資料集の54ページから64ページにかけて新旧対照表を掲載しております。ご参照いただきたいと思います。

次に、議案集の11ページをお開きください。

議案第52号は、専決処分の承認を求めることについて（その3）玖珠町税特別措置条例の一部改正についてでございます。

本案は、山村振興法及び過疎地域自立促進措置法並びに企業立地促進法の一部改正により、条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補てん制度であります）が適用期限の延長等を行うものであります。

別冊資料集の65ページから68ページにかけて新旧対照表を掲載しております。ご参照いただきたいと思います。

次に、議案集の12ページをお開きください。

議案第53号は、専決処分の承認を求めることについて（その4）宇戸農畜産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

これは、当該施設の所在地の誤りがございましたので、今回訂正をして、専決処分したものでございます。

別冊資料集の69ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、議案集の13ページをご覧ください。

議案第54号は、専決処分の承認を求めることについて（その5）平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

補正予算書は別冊になっておりますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,560万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6,006万5,000円といたすものでございます。

7ページをお開きください。

第2表 地方債の補正でありますが、7ページには地方債補正の内訳を示しておりますが、いずれも平成20年度の起債充当事業の額の決定に基づいて、地方債限度額をいずれも減額補正したものでございます。

次に、歳入歳出のうち、主なものについて説明申し上げます。

9ページをお開きください。

まず、歳入では、国、県支出金などの額の確定に伴う補正が主なものでございます。

13ページの下段をご覧ください。

15款1項1目、民生費国庫負担金1,463万円の減額は、障害者自立支援医療費負担金並びに児童措置費等の実績による収入見込額の確定によるものでございます。

18ページをお開きください。

19款1項1目1節、繰入金3,864万6,000円の減額は、財政調整基金や地域振興基金等の事業実績に伴い、基金の額を調整するものでございます。

次に、歳出の主なものについて説明申し上げます。

歳出では、事業の確定に伴う補正が主なものでございます。

20ページをご覧ください。下段でございます。

3款民生費、1項3目、障害者福祉費の20節、扶助費3,322万5,000円の減額は、自立支援医療費等事業費が確定したことに伴う補正でございます。

21ページをご覧ください。と思います。

下段に、同じく3款民生費、1項8目、後期高齢者医療費の19節1,088万4,000円の減額は、後期高齢者医療費の療養給付費の実績による減額補正するものであります。

22ページをご覧ください。

下段、同じく3款民生費の3項2目の児童措置費の、20節扶助費の1,007万6,000円の減額は、児童手当や児童措置費等の事業実績によるものでございます。

23ページの中段、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の28節繰出金の減額は、老人保健会計事業費の精算による減額補正でございます。

24ページをお開きください。

中段の4款衛生費、2項3目し尿処理費の19節合併処理浄化槽設置整備補助金の989万8,000円の減額は、事業実績による減額でございます。

25ページをご覧ください。

下段で、7款商工費、1項2目商工振興費のうち、19節負担金補助及び交付金の3,000万円の減額は、工場立地がなかったことによる減額補正でございます。

29ページをお開きください。

10款教育費の5項7目わらべの館費、15節の工事請負費852万3,000円の減額は、わらべの館空調工事費の実績により減額するものでございます。

30ページをお開きください。13款諸支出金、3項基金のうち主なもの、4目減債基金費に5,420万4,000円、8目総合運動公園建設基金に5,203万円積立をいたすものでございます。

以上が一般会計補正予算（第6号）の主な内容でございます。

次に、専決いたします特別会計、いずれも別冊となっておりますが、議案第55号は、平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議案第56号は、平成20年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第4号）、議案第57号は、平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）、議案第58号は、平成20年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第59号は、平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第60号は、平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の、いずれも既決予算の歳入歳出が確定したことによる調整でございますので、それぞれの予算の具体的内容の説明は省略させていただきたいと思えます。

次に、議案集20ページをお開きください。

議案第61号は、平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金事業消防ポンプ自動車購入契約の締結についてでございます。

本案は、消防ポンプ自動車の購入に係る契約を締結するため、自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものでございます。

この入札会は4月24日、信用経歴を有する5社による指名競争入札を行った結果、大分市の新日本消防設備株式会社が落札したものでございます。

別冊参考資料集の70ページの方に、消防ポンプ自動車の仕様書等を記載しております。ご参照いただきたいと思えます。

なお、この事業は、先の3月定例会において繰越明許費としていたしたものでございます。

次に、議案第62号は、平成21年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書は別冊となっております。議案集の1ページをお開きください。

補正予算は、収入において、第1款事業収益、第1項営業収益で315万円を、また、支出で、第2款事業用、第1項営業費用に315万を、それぞれ補正するものでございます。

これは受託工事の増加によるものであります。

以上、本臨時会に対しまして、条例の一部改正等の専決処分の承認を求めるものが11件でございます。それから購入契約の締結が1件、平成21年度補正予算1件、計13件の議案を上程させていただきました。議員の皆さま方におかれましては、何とぞ慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（片山博雅君） お諮りします。

議案第50号から議案第62号の13議案については、会期が本日1日となっておりますので、委員会付託を省略して直ちに本日の議題といたしたいと思えますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第62号の13議案については、委員会付託を省略して、直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

日程第5 質疑・討論・採決（専決処分11件・契約締結1件・補正予算1件）

○議長（片山博雅君） 日程第5、これより議案の質疑を行います。

議案集1ページです。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（その1）玖珠町税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。先ほどの説明によりますと、平成21年から3年間評価替えをされるということですが、その評価替えによる効果がわかっておればですね、お聞きしたいなと思っています。

○議長（片山博雅君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） これは現在もまだ続いているわけでございますけど、平成21年から23年まで負担調整措置の延長するということでございます。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終わります。

次に議案集8ページです。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（その2）玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終わります。

次に議案集11ページです。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（その3）玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終わります。

次に議案集12ページです。

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（その4）宇戸農畜産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

次に議案集13ページです。

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（その5）平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町一般会計補正予算書（第6号）をお出してください。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正から、7ページ、第2表地方債補正まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 次に9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括歳入歳出について、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 次に、11ページ、歳入、1款町税から、18ページ、22款町債まで質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 次に、19ページ、歳出、2款総務費から、31ページ、13款諸支出金、3項基金費最後まで質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（その6）平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

別冊の、玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算書（第5号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（その7）平成20年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

別冊の、玖珠町簡易水道特別会計補正予算書（第４号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（その８）平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）について、質疑を行います。

別冊の、玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算書（第２号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（その９）平成20年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第１号）について、質疑を行います。

別冊の、玖珠町老人保健特別会計補正予算書（第１号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 9ページの歳出ですね、その医療諸費、1款、1目医療給付費であります。

これ補正が8,287万5,000円ということでございます。これは当初の見込額より少なかったということでございますけども、これは、この中身の説明はですね、どういうことなんでしょうかということとをちょっとお聞きしたいですね。かなり大きい額かなと思っておりますけど。

○議長（片山博雅君） 横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 秦議員さんからの、医療給付費の減額が大きいのではないかとということでありますが、老人保健の会計につきましては、現在清算段階に入っております。これは22年度までで清算ということになっておりますが、これは3月の精算ということで、まだほかに出てくるのではないかとこの見込みを大きく取っていたことから、実際の給付が少なかったということとであります。

以上であります。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（その10）平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町介護保険事業特別会計補正予算書（第4号）をお出してください。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（その11）平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

別冊の玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書（第2号）をお出してください。歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

○議長（片山博雅君） 議案第61号 平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金事業消防ポンプ自動車購入契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号 平成21年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

別冊の、平成21年度玖珠町水道事業会計補正予算書（第1号）をお出してください。

1ページ、平成21年度玖珠町水道事業会計補正予算から、12ページ、支出、受託給水工事、最後まで質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第62号の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第50号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第51号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第52号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第53号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第54号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第55号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第56号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第57号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第58号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第59号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第60号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第61号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第62号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第50号から議案第60号までの11議案は、専決処分の承認を求める案件であります。

別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第60号までの11議案については、一括採決することに決定いたしました。

議案第50号から議案第60号までの11議案については、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第50号から議案第60号までの11議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第61号は契約の締結の案件であります。別に反対意見の発言ありませんので、採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第62号は、平成21年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

別に反対の意見の発言ありませんので、採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議員発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

○議長（片山博雅君） 日程第6、議員発議を議題とします。

お手元に配付してあります、発議第5号 玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者の説明を求めます。

提出者清藤一憲君。

○8番（清藤一憲君） おはようございます。

発議第5号

平成21年4月30日

玖珠町議会

議長 片山博雅 殿

提出者 玖珠町議会議員 清藤一憲

賛成者 松 本 義 臣

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

玖珠町議会委員会条例（昭和62年玖珠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを「財政課の所管に属する事項」に改め、同号ウ中「企画財政課」を「地域力創造課」に改め、第2号中「農林課」を「農林業振興課」、「商工観光課」を「商工観光振興室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由）

平成21年4月1日より玖珠町行政組織条例の全部が改正されたことに伴う委員会の所管事項などの変更を行うものであります。

参考資料が添付されていますので、ご覧ください。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） ただいま、提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第5号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（片山博雅君） 挙手全員です。

よって、本発議は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは常任委員会委員構成等のため、全員協議会を行いますので、議員控室にお集まりください。執行部の方々はここで退席をお願いします。出席を求めるときは、改めて連絡いたします。

午前10時51分 休憩

△

午前11時11分 再開

○副議長（高田修治君） 再開いたします。

ただいま、議長片山博雅君より、議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条の規定により副議長において議長の職務を代行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

議長片山博雅君より、玖珠町議会議長の辞職願が提出されましたので、議長辞職についての日程を追加して、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職を日程に追加して議題といたします。

本案は、片山博雅君の一身上に関するものでありますので、地方自治法第117条の規定により、片山博雅君の退席を求めます。

（議長片山博雅君退席）

○副議長（高田修治君） それでは、議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

小川事務局長。

○議会事務局長（小川敬文君） 辞職願

私儀 この度、玖珠町議会の慣例により議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されますようお願い出ます。

平成21年 4月30日

玖珠町議会議長 片山博雅

玖珠町議会副議長 高田修治殿

○副議長（高田修治君） お諮りします。

片山博雅君の議長辞職願を許可することに賛成の方の起立をお願いします。

（起立全員）

○副議長（高田修治君） 起立全員です。

着席願います。

よって、片山博雅君の玖珠町議会議長の辞職については許可することに決定いたしました。

片山博雅君の着席を許可します。

（16番片山博雅君着席）

○副議長（高田修治君） ただいま、玖珠町議会議長が欠員となりました。

お諮りします。

直ちに議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長（高田修治君） これより議長の選挙を行います。

議長選挙の方法には、投票又は指名推選の方法があります。ここで一旦休憩し、全員協議会で協議いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、これより全員協議会を行います。

昼食及び休憩をいたします。議員控室にお集まりください。

執行部の方々にはここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで休憩に入ります。

午前11時17分 休憩

△

午後 3 時05分 再開

○副議長（高田修治君） 再開いたします。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票によって行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票によるものと決定いたしました。

ここで、執行部の皆様方、退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡をいたします。

（執行部退席）

○副議長（高田修治君） これより、議長の選挙を投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（高田修治君） ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に尾方嗣男君と松本義臣君の2名を指名いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、尾方嗣男君と松本義臣君が立会人として決定いたしました。

それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○副議長（高田修治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○副議長（高田修治君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人の尾方嗣男君と松本義臣君、事務局長は点検をしてください。

(投票箱点検)

○副議長（高田修治君） 異状ありませんか。

(異状なし)

○副議長（高田修治君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は単記無記名であります。

投票は、事務局長の点呼の順に投票記載台で投票用紙に被選挙人1名を記入し投票願います。

事務局長に議席番号と氏名を呼ばせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小川敬文君） それでは、私の方から順次呼び上げます。

正面の記載台に鉛筆を準備しておりますので、投票用紙に記載の上、投票箱に投票されて、右回りで議席に帰っていただくようお願いします。

それでは呼び上げます。

最初に、副議長と立会人からお呼びしますので、よろしくお願いいたします。

まず副議長、12番 高田修治議員、次に立会人、1番 尾方嗣男議員、同じく7番 松本義臣議員。

次に、議席順に呼び上げます。

2番 工藤重信議員、3番 河野博文議員、4番 菅原 一議員、5番 佐藤左俊議員、6番 柳井田英徳議員、8番 清藤一憲議員、9番 江藤徳美議員、10番 宿利俊行議員、11番 秦 時雄議員、13番 藤本勝美議員、14番 日隈久美男議員、15番 後藤 勲議員、16番 片山博雅議員。

以上であります。

○副議長（高田修治君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○副議長（高田修治君） 投票漏れなしと認めます。投票の終了を宣言いたします。

これより開票を行います。

尾方嗣男君、松本義臣君の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（高田修治君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 16票

この数は先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

でございます。

有効投票中

藤本勝美君 8票

片山博雅君 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、藤本君と片山君の得票数はこれを超えています。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

藤本勝美君及び片山博雅君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、抽選棒で行います。

尾方嗣男君、松本義臣君は、くじの立会いをお願いします。

○副議長（高田修治君） まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

藤本勝美君、片山博雅君、くじを引いてください。

（くじ引き）

○副議長（高田修治君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

初めに、片山博雅君、次に、藤本勝美君。

以上のとおりであります。

○副議長（高田修治君） 抽選棒1番が当選人となります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

はじめに、片山博雅君。

（くじ引き）

○副議長（高田修治君） 藤本勝美君。

（くじ引き）

○副議長（高田修治君） くじの結果、藤本勝美君が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

（議場開鎖）

○副議長（高田修治君） ただいま、執行部を招集しますので、しばらくお待ちください。

（執行部入場）

○副議長（高田修治君） 執行部が入場しましたので、再開をいたします。

ただいま、玖珠町議会議長に当選されました藤本勝美君が議場におられますので、会議規則第33条

第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、玖珠町議会議長に当選されました、藤本勝美君に議長席に着席いただき、議会議長の当選承諾並びにご挨拶をお願いします。

これをもちまして、新議長と交替いたします。ご協力ありがとうございました。

(議長藤本勝美君 議長席に着席)

○議長(藤本勝美君) ただいま、議長選挙にて議長の選出をいただき、身の引き締まる思いでございます。就任にあたって一言ご挨拶を申し上げます。

諸情勢大変厳しい中でございます。私は、町民の皆さま、町執行部の皆さん方と、議会の皆さま一丸となって、町民のために頑張る所存でございます。とりわけ、町執行部から提案されました議案、諸事業など、議会の皆さんと十分審議し、是は是、非は非、これをもって臨みたいと思っております。残る2年間、議員の皆さま方のご協力をいただきながら、今後とも何とぞよろしくご協力をお願いしたいとこのように思っておるところでございます。

意は尽くしませんが、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(藤本勝美君) ここで暫時休憩をいたします。議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の方々には、ここで退席をお願いします。出席を求めるときは改めて連絡いたします。

午後3時35分 休憩

△

午後3時52分 再開

○議長(藤本勝美君) 再開いたします。

ただいま、副議長高田修治君から、玖珠町議会副議長の辞職願が提出されましたので、副議長辞職についてを日程に追加して、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職を日程に追加して議題といたします。

本案は、高田修治君の一身上に関することですので、地方自治法第117条の規定により、高田修治君の退席を求めます。

(副議長高田修治君退席)

○議長(藤本勝美君) それでは、副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

小川事務局長。

○議会事務局長(小川敬文君) 辞職願

私儀 この度、玖珠町議会の慣例により副議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されますようお願い出ます。

平成21年 4月30日

玖珠町議会副議長 高田修治

玖珠町議会議長 藤本勝美殿

○議 長（藤本勝美君） お諮りいたします。

高田修治君の副議長の辞職願を許可することに賛成の方の起立をお願いします。

（起立多数）

○議 長（藤本勝美君） 起立多数です。

着席願います。

よって、高田修治君の玖珠町議会副議長の辞職については許可することに決定いたしました。

高田修治君の着席を許可します。

（12番高田修治君着席）

○議 長（藤本勝美君） ただいま、玖珠町議会副議長が欠員となりました。

お諮りします。

直ちに副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議 長（藤本勝美君） これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票又は指名推選の方法があります。ここで暫時休憩し、全員協議会で協議をいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、これより全員協議会を行いますので、休憩いたします。議員控室にお集まりください。

執行部の方々には、ここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡いたします。

午後3時56分 休憩

△

午後4時19分 再開

○議 長（藤本勝美君） 再開いたします。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によって行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は、投票によるものと決定いたしました。

執行部の方々の退席お願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡いたします。

(執行部退席)

○議長 長(藤本勝美君) これより副議長の選挙を投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 長(藤本勝美君) ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に工藤重信君と松本義臣君の2名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

よって、工藤重信君と松本義臣君が立会人として決定いたしました。

投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長 長(藤本勝美君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(配付漏れなし)

○議長 長(藤本勝美君) 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人の工藤重信君と松本義臣君、事務局長は点検をしてください。

(投票箱点検)

○議長 長(藤本勝美君) 異状ありませんか。

(異状なし)

○議長 長(藤本勝美君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は単記無記名であります。

投票は、事務局長の点呼の順に、投票記載台で投票用紙に被選挙人1名を記載して投票願います。

事務局長に議席番号と氏名を呼ばせます。

○議会事務局長(小川敬文君) それでは私の方から順次呼び上げます。

正面の記載台に鉛筆を準備しておりますので、投票用紙に記載の上、投票箱に投票されて、右回りで議席に帰っていただくようお願いします。

それでは呼び上げます。

最初に、議長と立会人からお呼びしますので、よろしくお願いします。

まず、藤本勝美議長、次に立会人、2番 工藤重信議員、同じく7番 松本義臣議員。

次に、議席順に呼び上げます。

1 番 尾方嗣男議員、3 番 河野博文議員、4 番 菅原 一議員、5 番 佐藤左俊議員、6 番 柳井田英徳議員、8 番 清藤一憲議員、9 番 江藤徳美議員、10 番 宿利俊行議員、11 番 秦 時雄議員、12 番 高田修治議員、14 番 日隈久美男議員、15 番 後藤 勲議員、16 番 片山博雅議員。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

○議長（藤本勝美君） 投票漏れなしと認めます。投票の終了を宣言いたします。

これより開票を行います。

工藤重信議員、松本義臣議員、立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（藤本勝美君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票

この数は、先ほどの出席議員数に符合します。

そのうち

有効投票 15 票

無効投票 1 票

でございます。

有効投票のうち

日隈久美男君 10 票

尾方 嗣男君 5 票

以上のとおりです。

○議長（藤本勝美君） この選挙の法定得票数は4 票であります。

よって、日隈久美男君が玖珠町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解除いたします。

（議場開鎖）

○議長（藤本勝美君） ただいま、執行部を招集しますのでお待ちください。

（執行部入場）

○議長（藤本勝美君） 執行部が入場いたしましたので、再開をいたします。

ただいま玖珠町議会副議長に当選されました日隈久美男君が議場におられますので、会議規則第33 条第2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、玖珠町議会副議長に当選されました日隈久美男君にご登壇いただき、副議長の当選承諾並びに挨拶をお願いいたします。

○副議長（日隈久美男君） 新しく副議長に選任されました日隈です。

厳しい状況ではございますが、これからは、議長を補佐し、また町民のために一生懸命努力する所

存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤本勝美君） ありがとうございます。

ただいま、新しく正副議長が選任されましたので、議席の変更指定を行いたいと思います。
お諮りいたします。

直ちに議席の変更指定を日程に追加し、これを行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議席の変更指定を日程に追加し、直ちに議席変更指定をすることに決定いたしました。

議席の指定については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において変更ができることになっています。

お諮りいたします。

議長の議席については、慣例により最終議席番号の16番と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

それでは、議席の順番が決定しましたので、議席の確認と指定をいたします。

- 1 番 佐 藤 左 俊 議員
- 2 番 尾 方 嗣 男 議員
- 3 番 菅 原 一 議員
- 4 番 柳井田 英 徳 議員
- 5 番 工 藤 重 信 議員
- 6 番 河 野 博 文 議員
- 7 番 高 田 修 治 議員
- 8 番 宿 利 俊 行 議員
- 9 番 松 本 義 臣 議員
- 10 番 清 藤 一 憲 議員
- 11 番 江 藤 徳 美 議員
- 12 番 秦 時 雄 議員
- 13 番 日 隈 久美男 議員
- 14 番 後 藤 勲 議員
- 15 番 片 山 博 雅 議員
- 16 番 藤 本 勝 美

以上でございます。

それでは、ただいまより、議席の確認と交替をお願いいたします。

（議席の交替）

○議 長（藤本勝美君） それでは再開いたします。

ここで、会議録署名議員に不足が生じることになりますので、会議録署名議員補充指名を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

会議録署名議員に、13番 日隈久美男議員を指名いたします。

日程第7 常任委員会委員の選任

○議 長（藤本勝美君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

各常任委員会委員並びに議会選出の各種委員など、新しい議会構成のため、暫時休憩いたします。議員控室にお集まりください。

執行部の方々にはここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡いたします。

午後4時55分 休憩

△

午後4時55分 再開

○議 長（藤本勝美君） 再開いたします。

会議時間は午後5時までとなっていますが、時間を延長し、会議終了まで行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、時間を延長し、会議終了まで行うことと決しました。

暫時休憩いたします。

午後4時55分 休憩

△

午後7時39分 再開

○議 長（藤本勝美君） 再開いたします。

各常任委員会につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっておりますので、これから各常任委員会の委員を指名いたします。

まず、総務常任委員会委員に

松 本 義 臣 君

菅 原 一 君

佐 藤 左 俊 君

清 藤 一 憲 君

日 隈 久美男 君

藤 本 勝 美

の6名を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会委員に

宿 利 俊 行 君

尾 方 嗣 男 君

柳井田 英 徳 君

江 藤 徳 美 君

片 山 博 雅 君

の5名を指名いたします。

次に、文教民生常任委員会委員に

河 野 博 文 君

工 藤 重 信 君

高 田 修 治 君

秦 時 雄 君

後 藤 勲 君

の5名を指名いたします。

ただいま指名しました方々を、各常任委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を、各常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会委員の委員長及び副委員長の選任を行います。

各常任委員会委員の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

各常任委員会委員の委員長及び副委員長の互選ため暫時休憩いたします。

○議 長（藤本勝美君） 再開いたします。

各常任委員会委員の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に 松 本 義 臣 君

副委員長に 菅 原 一 君

産業建設常任委員会委員長に 宿 利 俊 行 君

副委員長に 尾 方 嗣 男 君

文教民生常任委員会委員長に 河 野 博 文 君

副委員長に 工 藤 重 信 君

以上の方が互選されました。

よって、委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定しました。

日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（藤本勝美君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会については、議会運営委員会条例第5条により、議長において指名することになっておりますので、これから議会運営委員会委員を指名いたします。

議会運営委員会の委員に

松 本 義 臣 君
日 隈 久美男 君
清 藤 一 憲 君
宿 利 俊 行 君
尾 方 嗣 男 君
江 藤 徳 美 君
秦 時 雄 君
高 田 修 治 君
河 野 博 文 君

以上9名を指名しますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました方々を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

議会運営委員会委員長並びに副委員長は、議会運営委員会規定第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

議会運営委員会委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

ここで暫時休憩します。

○議長（藤本勝美君） 再開いたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に 清 藤 一 憲 君

副委員長に 江 藤 徳 美 君

が互選されました。

日程第9 特別委員会委員の選任

○議長（藤本勝美君） 日程第9、特別委員会委員の選任を行います。

各特別委員会につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっておりますので、これから各特別委員会の委員を指名いたします。

まず、基地対策特別委員会委員に

佐 藤 左 俊 君

清 藤 一 憲 君

片 山 博 雅 君

柳井田 英 徳 君

後 藤 勲 君

河 野 博 文 君

それに、副議長の日 隈 久美男 君

議長の 藤 本 勝 美

の8名を指名いたします。

次に、高校再編問題特別委員会委員に

松 本 義 臣 君

佐 藤 左 俊 君

菅 原 一 君

江 藤 徳 美 君

柳井田 英 徳 君

高 田 修 治 君

秦 時 雄 君

工 藤 重 信 君

副議長の日 隈 久美男 君

議長の 藤 本 勝 美

の10名を指名したいと思います。

次に、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員に

工 藤 重 信 君

河 野 博 文 君

尾 方 嗣 男 君

宿 利 俊 行 君

佐 藤 左 俊 君

菅 原 一 君

松 本 義 臣 君

清 藤 一 憲 君

日 隈 久美男 君

藤 本 勝 美

の10名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました方々を、各特別委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を各特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、各特別委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項により、委員会において互選することになっております。

各特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

○議 長（藤本勝美君） 再開いたします。

各特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので報告いたします。

基地対策特別委員会

委員長に 佐 藤 左 俊 君

副委員長に 片 山 博 雅 君

高校再編問題特別委員会

委員長に 日 隈 久美男 君

副委員長に 工 藤 重 信 君

インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会

委員長に 松 本 義 臣 君

副委員長に 宿 利 俊 行 君

以上の方々が互選されました。

よって、各特別委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定しました。

日程第10 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙

○議 長（藤本勝美君） 日程第10、玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、指名方法は議長において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、玖珠九重行政事務組合議会議員に

総務常任委員長の 9 番 松 本 義 臣 君

文教民生委員長の 6 番 河 野 博 文 君

副議長の 日 隈 久美男 君

議長の 藤 本 勝 美

の 4 名を指名いたします。

○議 長（藤本勝美君） ただいま議長において指名いたしました 4 名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました 4 名が、玖珠九重行政事務組合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の告知をいたします。

日程第 11 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙

○議 長（藤本勝美君） 日程第 11、日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、指名方法は議長において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、日田玖珠広域消防組合議会議員に

副議長の 日 隈 久美男 君

議長の 藤 本 勝 美

の 2 名を指名します。

ただいま議長において指名いたしました 2 名を当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました2名が日田玖珠広域消防組合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の旨の告知をいたします。

日程第12 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（藤本勝美君） 日程第12、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に

文教民生常任委員長の6番 河野博文君

の1名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました1名を、当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました1名が、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の旨の告知をいたします。

次に各種審議会の委員について、事務局長より発表させます。

ここで、委員選出表を配付しますので、しばらくお待ちください。

事務局長。

○議会事務局長（小川敬文君） それでは、各種審議会委員について発表いたします。

総合行政審議会委員に

総務常任委員長の9番 松本義臣 議員

産業建設常任委員長の8番 宿利俊行 議員

文教民生常任委員の7番 高田修治 議員

議長の 藤本勝美 議長

の4名です。

次に、総合教育審議会委員に、

文教民生常任委員長の6番 河野博文 議員

の1名です。

次に、人権・同和対策審議会委員に

副議長の 13番 日 隈 久美男 議員

の1名です。

次に、各委員会・協議会への選出議員は、お手元に配付してあります、別紙委員選出表（39ページ）のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤本勝美君） ただいま事務局長より発表いたしましたとおりに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、配付表のとおり決定いたします。

次に、議員選任されていましたが監査委員から、玖珠町長に監査委員の辞職願が提出され、玖珠町長より、地方自治法第198条の規定により承認された旨の報告がありましたので、報告します。

ただいま、執行部より追加議案として、玖珠町監査委員の選任についての上程の申し出がありましたので、本件を日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、追加議案として、玖珠町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで議案配付をいたしますので、しばらくお待ち願います。

（議案配付）

○議長（藤本勝美君） これより議案の上程を行います。

町長より提出されました、議案第63号 玖珠町監査委員の選任について、上程いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議会事務局長に議案の朗読をさせます。

小川事務局長。

○議会事務局長（小川敬文君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第63号 玖珠町監査委員の選任について

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 町長に提案の理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤威彦君） 議案第63号についてご説明申し上げます。

議案第63号は、玖珠町監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任されていた玖珠町監査委員藤本勝美氏の退任に伴い、玖珠町大字綾垣188番地の3 片山博雅氏を玖珠町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

参考として、同氏の略歴を添付しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明といたします。

○議長（藤本勝美君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございます。委員会付託を省略して直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号について、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

議案第63号は、玖珠町監査委員の選任同意であります。

本案は、15番片山博雅君の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、15番片山博雅君の退席を求めます。

（15番片山博雅君退席）

○議長（藤本勝美君） 議案第63号の質疑を受けます。

本議案に対する質疑はありませんか。

（な し）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は人事案件であります。討論を省略して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し採決をいたします。

これより採決を行います。

議案第63号、玖珠町監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。

着席願います。

よって、議案第63号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

15番片山博雅君の入場、着席を許可します。

（15番片山博雅君着席）

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君を玖珠町監査委員として選任同意いたしました。

日程第13 委員会の継続審査の付託について

○議長（藤本勝美君） 日程第13、委員会の継続審査の付託についてお諮りします。

今臨時会において、議会運営委員会委員長より、議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程をすべて終了します。

町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 本臨時議会には、条例の一部改正など専決処分の承認を求めるものが11件、購入契約締結1件、平成21年度補正予算1件の、計14議案を上程させていただきました。けれども、いずれも速やかにご承認を賜り、誠にありがとうございました。

さて、本日をもって議長の職を辞されました片山博雅議員、同じく副議長の職を辞されました高田修治議員には、この2年間、激変する社会情勢の中で、優れた手腕を発揮され、議会のさらなる活性化のため、多くの課題を解決され、また、円滑に、円満な議会運営に努められました。そのことを通じまして、玖珠町の発展、振興にご尽力を賜りましたわけでありまして、そのご労苦に対し深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さらに、今回の議長選挙におきまして、議長に藤本勝美議員、副議長に日隈久美男議員がそれぞれ選ばれましたことに対しましても、心からお祝いを申し上げる次第でございます。

また、ただいま常任委員会委員の構成替えをはじめ、各種委員会委員の選任などが行われまして、新しい玖珠町議会の体制が整いました。本町の団体意思を決定する機関であります玖珠町議会の機能がさらに高まることをご期待申し上げるとともに、今後とも藤本勝美議長を筆頭に、議員各位におかれましては、玖珠町の発展と活性化、元氣溢れるまちづくりのため、これまで以上のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、春爛漫の季節、初夏の兆しさを感じられる今日この頃であります。あと数日で5月5日、当町の伝統的なイベントであります「日本童話祭」が60回を迎えることになります。子どもたちの賑わいの声が聞こえてくるようであります。議員の各位におかれましては、ご多忙中とは思いますが、万障お繰り合わせの上、ご参加いただくことを重ねてお願い申し上げ、閉会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（藤本勝美君） これをもちまして、平成21年第2回玖珠町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。ご協力に感謝を申し上げ

げまして閉会の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

午後8時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年4月30日

玖 珠 町 議 会 議 長

玖 珠 町 議 会 議 長

玖 珠 町 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員